

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 11 月 4 日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 大島洋一

記

- 1 監査の種類 随時監査「平成 30 年度定期監査における指摘事項の措置報告の確認調査」
- 2 監査の対象 危機管理課、スポーツ推進課、名立区教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 措置報告どおりの改善策等が実施されているか。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 2 年 9 月 25 日～10 月 29 日
- 7 監査の結果 措置報告のとおり概ね改善されていた。